

令和6年第4回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年4月25日（木）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第4回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第4回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	○
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	×
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
14	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	中村 義昭	×
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	長田事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第4回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、本年度、新たに金沢市農林水産局長に就任されました紙谷局長にご出席をいただいておりますので、皆様へご挨拶いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
局長	(局長 あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>紙谷農林水産局長におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。</p>
	(局長 退席)
事務局長	<p>次に、この度の人事異動により、農業委員会事務局へ配属されました職員を紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介)</p>
事務局	(職員挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ 18 名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は 8 名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、奥村委員と、鮎岡委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良くと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>会 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。川端副会長、議長をお願いします。</p>
<p>川端副会長</p>	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和 6 年第 3 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和 6 年第 3 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 4 件については、3 月 26 日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第 5 条許可申請 1 件については、3 月 27 日付けで知事あてに送付し、4 月 18 日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第</p>

	<p>5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、4月1日付けで公告しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページです。</p> <p>今回、富樫地区2件、小坂地区1件、犀川地区及び森本地区から各2件、二塚地区1件で合計8件の申請がありました。</p> <p>番号1、番号4及び番号5は、いずれも経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は、自家消費のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は、経営規模の拡大のため、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>番号6、7は、自作地相互の交換のため、それぞれの所有権を交換移転するものです。</p> <p>番号8は、生前贈与のため所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、8件で、面積は合計4,963㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区から1件、湯涌地区から1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域かつ500m以内に緑小学校・小島クリニックの2つの施設があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、所有権の移転を伴う鶏舎事業用地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地ではありますが、農用地区分を農業用施設用地への変更申請中であり、決定は5月中に行われる見込みであることから、許可相当であると考えます。なお、県からの許可決定日は、農業振興地域整備計画の</p>

	<p>用途変更決定日以降になります。</p> <p>以上、2件で、面積は合計5,469㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、高村委員から調査結果をご報告願います。</p>
高村委員	<p>4月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の福井委員、中田委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページ及び5ページです。</p> <p>今回、湯涌地区から3件の申請がありました。</p> <p>番号1、番号2及び番号3は、それぞれ、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著</p>

	<p>しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、4月22日、中田委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、3件で、面積は6,766㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページから9ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、森本地区から3件、二塚地区から2件、合計5件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が3年の新規設定が1件、5年の新規設定が1件、契約期間が10年の新規設定が3件です。面積は合計21,175.00㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は10ページから20ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が9件で、面積は合計3,550㎡、第5条が26件で、面積は合計10,648㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は21ページです。</p> <p>届出件数は3件、解約理由は転用目的及び借受人変更のため</p>

	めで、面積は合計 6,935 m ² です。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 22 ページから 25 ページです。 届出件数は 5 件で、面積は合計 20,441 m ² 、取得事由は相続が 4 件、贈与が 1 件であります。 贈与の 1 件につきましては、財産分与によるものと思われるもので、登記原因が贈与とされたものです。 なお、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 議案書は、26 ページから 28 ページです。 権利設定に関して、小坂地区で 1 件、森本地区及び安原地区でそれぞれ 3 件あり、面積は合計 70,184 m ² です。賃借権を設定する、契約期間が 10 年のものが 3 件、11 年 9 か月及び 1 年 9 か月のものがそれぞれ 1 件、使用貸借による権利を

	<p>設定する契約期間が 10 年及び 1 年 9 か月のものがそれぞれ 1 件です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、1 ページから 4 ページです。</p> <p>本件は、農業委員会法第 37 条等に基づき、毎年度、最適化活動の目標を設定のうえ、県知事への報告とともに公表するする必要があり、お諮りするものです。</p> <p>2 ページは、農業委員会の状況ですので、内容については議案書でのご確認をお願いいたします。</p> <p>3 ページ及び 4 ページが農業委員会における最適化活動の目標となります。成果目標と活動目標がありまして、成果目標としては、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の 3 項目があります。</p>

農地の集積に関しては、現在の農地集積率は54.1%で、令和8年度に80%にする目標としていますが、年度ごとの目標は、弾力的に設定できることから、今年度の目標については、新規集積面積を15haとし、年度末における集積率を55.1%としてはどうかと考えております。

次に、遊休農地の解消に関しては、現在、1号遊休農地が15.4haあり、その内訳は、緑区分が5.1ha、黄区分が10.3haとなっています。

今年度の目標については、まず、令和3年度末時点での緑区分（草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地）の遊休農地2.4haを5年間で解消する必要があることから、5分の1の0.48haが解消目標面積となります。

また、令和4年度末時点での黄区分（基盤整備等の実施により再生可能となる農地）の遊休農地10.2haについては、今後どのようにして解消するのか、そのための工程表を策定するという目標の設定となります。

そして、令和5年度に新たに発生した遊休農地1.7haについては、今年度中に全て解消する必要があることから、これが解消目標面積となります。

4ページに移りまして、新規参入の促進に関してです。

現状については、記載のとおりです。

目標は、新規参入者への貸付等について所有者から同意を得て公表する農地面積を設定します。目標面積の基準となるのが、令和3年度から5年度の3か年における農地法と基盤法による権利移動面積で、このうち農地中間管理機構を通じたもの等を除いた平均面積の1割が目標面積となります。

3か年の平均面積が27.7haなので、目標面積は2.77haとなります。

続いて、活動目標です。最適化活動を行う日数目標については、昨年度の実績を踏まえ、14日／月にしたいと考えております。

	<p>次に、活動強化月間の設定目標ですが、毎年、三月以上を設定する必要があり、今年度は、9月～11月に、グループごとのタブレット端末の活用による農地利用状況調査を、2月に、戸別訪問等による農地利用意向調査を集中して実施することを目標としたいと考えております。</p> <p>最後に、新規参入相談会への参加目標です。</p> <p>新規参入の促進のための相談会に委員1名以上が参加することを目標とするもので、市内で開催される各種相談会の中から参加しやすいものを選び、1回参加することを目標としたいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおりにご決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりにご決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 地域計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、5ページから7ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定</p>

	<p>に当たり、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>この地域計画は、各地区の 10 年先の担い手に集積すべく、農地についての計画を定めるものであります。</p> <p>今回、協定を受ける各地区の委員の皆様には、事前に詳細について確認していただいております。同法の規定に基づき、農業委員会で議案として審議、ご意見をいただいたのち、公告がなされ、地域計画が決定されることとなります。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおり、俵地区を含む 50 地区における地域計画です。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 6 号 地域計画に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 6 号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関し</p>

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、4月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。